

平成 29 年 5 月 12 日

お客さまへ

株式併合、単元株式数の変更及び定款の一部変更に関するお知らせ

大東銀行（社長 鈴木孝雄）は、本日開催の取締役会において、平成 29 年 6 月 23 日開催予定の第 112 期定時株主総会に、株式併合に係る議案を付議することを決議いたしました。併せて、本株主総会において株式併合に係る議案が承認可決されることを条件として、単元株式数の変更及び定款の変更を行うことを決議いたしましたのでお知らせいたします。

1. 株式の併合について

（1）株式併合を行う理由について

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、上場する国内会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を 100 株に統一することを目指しております。

当行は、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当行普通株式の売買単位を、現在の 1,000 株から 100 株に変更するとともに、単元株式数の変更後においても、全国証券取引所が望ましいとする投資単位の水準（5 万円以上 50 万円未満）とするために、株式の併合を行うものであります。

（2）株式併合の内容

- ① 併合する株式の種類 : 普通株式
- ② 併合の方法・比率 : 平成 29 年 10 月 1 日（日）をもちまして、平成 29 年 9 月 30 日（土）の最終の株主名簿に記載、または記録された株主様の所有株式数を基準に、普通株式 10 株を 1 株の割合をもって併合いたします。

（3）株式併合による影響等

株式併合により、普通株式に係る発行済株式総数は 10 分の 1 に減少することになりますが、純資産等は変動いたしませんので、普通株式 1 株当たり純資産額は 10 倍となり、株式市況の変動など他の要因を除けば、当行株式の資産価値に変動はございません。

（4）株式併合の条件

平成 29 年 6 月 23 日開催予定の当行第 112 期定時株主総会で、本株式併合に係る議案が承認可決されることを条件といたします。

2. 単元株式数の変更

(1) 単元株式数の変更の理由

先程ご説明申し上げた、全国証券取引所の「売買単位の集約に向けた行動計画」に対応するためです。

(2) 単元株式数の変更の内容

平成 29 年 10 月 1 日をもって、当行普通株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 単元株式数の変更の条件

平成 29 年 6 月 23 日開催予定の第 112 期定時株主総会において、上記「1. 株式併合」に係る議案が承認可決されることを条件といたします。

3. 定款の一部変更

(1) 定款の一部変更の理由

株式併合の割合に応じて発行可能株式総数を減少させるため現行定款第 6 条（発行可能株式総数）を変更するとともに、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するため現行定款第 8 条（単元株式数）を変更するものです。（第 8 条については会社法第 195 条第 1 項に基づき取締役会の決議にて変更）

(2) 定款の一部変更の条件

平成 29 年 6 月 23 日開催予定の第 112 期定時株主総会において、株式併合に係る議案が承認可決されることを条件といたします。

以上

報道各位からの本件に関するご照会は以下までお願いします。

大東銀行 総務部 浅子

TEL 024-925-8253 (ダイヤルイン)





平成 29 年 5 月 12 日

各 位

会社名 株式会社 大東銀行
代表者名 取締役社長 鈴木 孝雄
(コード番号：8563 東証第一部)
問合せ先 取締役経営部長 村上 浩
(TEL. 024-925-8395)

株式併合、単元株式数の変更及び定款の一部変更に関するお知らせ

大東銀行（社長 鈴木 孝雄）は、本日開催の取締役会において、平成 29 年 6 月 23 日開催予定の第 112 期定時株主総会に、株式併合に係る議案を付議することを決議いたしました。併せて、本株主総会において株式併合に係る議案が承認可決されることを条件として、単元株式数の変更及び定款の変更を行うことを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

1. 株式の併合

(1) 株式併合を行う理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、上場する国内会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を 100 株に統一することを目指しております。

当行は、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当行普通株式の売買単位を、現在の 1,000 株から 100 株に変更するとともに、単元株式数の変更後においても、全国証券取引所が望ましいとする投資単位の水準（5 万円以上 50 万円未満）とするために、株式の併合を行うものであります。

(2) 株式併合の内容

① 併合する株式の種類

普通株式

② 併合の方法・比率

平成 29 年 10 月 1 日（日）をもちまして、平成 29 年 9 月 30 日（土）の最終の株主名簿に記載、または記録された株主さまの所有株式数を基準に、普通株式 10 株を 1 株の割合をもって併合いたします。

③ 併合により減少する株式数（平成 29 年 3 月 31 日現在）

株式併合前の発行済株式総数	127,014,629 株
株式併合により減少する株式数	114,313,167 株
株式併合後の発行済株式総数	12,701,462 株

(注)「株式併合により減少する株式数」及び「株式併合後の発行済株式総数」は、併合前の発行済株式総数及び株式の併合割合に基づき算出した理論値です。なお、当行は新株予約権を発行しておりません。

(3) 株式併合による影響等

株式併合により、普通株式に係る発行済株式総数は10分の1に減少することになりますが、純資産等は変動しませんので、普通株式1株当たり純資産額は10倍となり、株式市況の変動など他の要因を除けば、当行株式の資産価値に変動はありません。

(4) 併合により減少する株主

平成29年3月31日現在の当行株主名簿に基づく株主構成は、次の通りです。

所有株式数	株主数(割合)	所有株式数(割合)
総株主	8,326名(100.0%)	127,014,629株(100.0%)
10株未満所有株主	259名(3.1%)	327株(0.0%)
10株以上所有株主	8,067名(96.9%)	127,014,302株(100.0%)

※上記株主構成を前提として株式併合を行った場合、10株未満の株式を所有されている株主さま259名(所有株式数の合計327株)は、株主としての地位を失うこととなりますが、株式併合の効力発生前に、「単元未満株式の買増し」又は「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただくことも可能です。具体的なお手続きについては、株主さまがお取引されている証券会社または添付資料記載の株主名簿管理人まで、証券会社に口座を作られていない場合は添付資料記載の当行特別口座管理機関までお問い合わせください。

(5) 1株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第235条の定めにより、当行が一括して売却処分し、その売却代金を端数が生じた株主さまに対して端数の割合に応じてお支払いいたします。

(6) 効力発生日における発行可能株式総数

本株式併合による発行済株式総数の減少に伴い、発行可能株式総数の適正化を図るため、効力発生日(平成29年10月1日)をもって、株式併合同じ割合(10分の1)で発行可能株式総数を減少いたします。

変更前の発行可能株式総数	変更後の発行可能株式総数(平成29年10月1日付)
180,000,000株	18,000,000株

(7) 株式併合の条件

平成29年6月23日開催予定の当行第112期定時株主総会で、本株式併合に係る議案が承認可決されることを条件といたします。

2. 単元株式数の変更

(1) 単元株式数の変更の理由

上記「1. (1) 株式併合を行う理由」に記載した「売買単位の集約に向けた行動計画」に対応するためです。

(2) 単元株式数の変更の内容

平成29年10月1日をもって、当行普通株式の単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

(3) 単元株式数の変更の条件

平成 29 年 6 月 23 日開催予定の第 112 期定時株主総会において、上記「1. 株式併合」に係る議案が承認可決されることを条件といたします。

3. 定款の一部変更

(1) 定款の一部変更の理由

上記「1. (1) 株式併合を行う理由」に記載のとおり、株式併合を実施し、株式併合の割合に応じて発行可能株式総数を減少させるため現行定款第 6 条（発行可能株式総数）を変更するとともに、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するため現行定款第 8 条（単元株式数）を変更するものです。なお、本変更につきましては、株式併合の効力発生日である平成 29 年 10 月 1 日をもって効力を生じる旨の附則を設け、効力発生日経過後、本附則を削除するものといたします。

(2) 定款の一部変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。

現行定款抜粋・変更案対照表

(下線は変更部分を示します)

現行定款	変更案
第 2 章 株式	第 2 章 株式
(発行可能株式総数)	(発行可能株式総数)
第 6 条 当銀行の発行可能株式総数は <u>1 億 8,000 万株</u> とする。	第 6 条 当銀行の発行可能株式総数は、 <u>1,800 万株</u> とする。
第 7 条 (条文省略)	第 7 条 (現行どおり)
(単元株式数)	(単元株式数)
第 8 条 当銀行の単元株式数は、 <u>1,000 株</u> とする。	第 8 条 当銀行の単元株式数は、 <u>100 株</u> とする。
(新設)	<u>附則</u> <u>第 6 条(発行可能株式総数)および第 8 条(単元株式数)の変更は、平成 29 年 10 月 1 日をもって効力が発生するものとし、効力発生日の翌日をもって本附則を削除する。</u>

(注) 上記定款第 6 条（発行可能株式総数）につきましては、会社法第 182 条第 2 項に基づき、株式併合の効力発生日（平成 29 年 10 月 1 日予定）に変更されたものとみなされます。

(注) 上記定款第 8 条（単元株式数）につきましては、会社法第 195 条第 1 項に基づき、取締役会決議によって変更を行うものです。

(3) 定款の一部変更の条件

平成 29 年 6 月 23 日開催予定の第 112 期定時株主総会において、株式併合に係る議案が承認可決されることを条件といたします。

4. 日程

取締役会決議日	平成 29 年 5 月 12 日
定時株主総会開催日	平成 29 年 6 月 23 日(予定)
株式併合の効力発生日	平成 29 年 10 月 1 日(予定)
発行可能株式総数変更の効力発生日	平成 29 年 10 月 1 日(予定)
単元株式数変更の効力発生日	平成 29 年 10 月 1 日(予定)

※上記のとおり、株式併合および単元株式数の変更の効力発生日は平成 29 年 10 月 1 日ですが、株式売買後の振替手続きの関係で、東京証券取引所における売買単位が 1,000 株から 100 株に変更される日は平成 29 年 9 月 27 日となります。

以上

(添付資料)

【ご参考】 単元株式数の変更および株式併合に関する Q & A

Q 1. 単元株式数の変更とはどのようなことですか？

単元株式数の変更とは、株主総会における議決権の単位および証券取引所において売買の単位となる株式数を変更するものです。今回当行では、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

Q 2. 株式併合とはどのようなことですか？

株式併合とは、複数の株式を併せて、それより少数の株式にすることです。今回当行では、10 株を 1 株に併合いたします。

Q 3. 単元株式数の変更、株式併合の目的は何ですか？

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、平成 30 年 10 月 1 日までに全国証券取引所に上場する国内会社の普通株式の売買単位を 100 株に集約することを目指しています。

当行も、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当行株式の売買単位を 100 株に変更するため、単元株式数を現在の 1,000 株から 100 株に変更することといたしました。併せて、中長期的な株価変動等を勘案しつつ投資単位を適切な水準に調整することを目的として、株式併合を実施することといたしました。

Q 4. 株主の所有株式数や議決権はどうなりますか？

株主さまの株式併合後のご所有株式数は、平成 29 年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載、または記録されたご所有株式数に 10 分の 1 を乗じた株式数（1 株に満たない端数がある場合はこれを切り捨てます）となります。また、議決権数は併合後のご所有株式数 100 株につき 1 個となります。具体的には、単元株式数の変更および株式併合の効力発生日前後で、ご所有株式数および議決権数は次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権数	所有株式数	議決権数	端数株式
例①	2,000 株	2 個	200 株	2 個	なし
例②	1,600 株	1 個	160 株	1 個	なし
例③	1,334 株	1 個	133 株	1 個	0.4 株
例④	785 株	なし	78 株	なし	0.5 株
例⑤	2 株	なし	0 株	なし	0.2 株

- ・ 例①、例②に該当する株主さまは、特段のお手続きはございません。
- ・ 例③では 0.4 株、例④では 0.5 株、例⑤では 0.2 株の端数株式相当分が生じます。この端数株式相当分につきましては、会社法第 235 条に基づき、すべての端数株式を当行が一括して売却処分し、その売却代金を端数が生じた株主さまに対して端数の割合に応じて分配いたします。この端数を処分してお支払いする金額は、平成 29 年 11 月ごろにお送りすることを予定しております。

- ・例⑤に該当する株主さまは、株式併合によりすべてのご所有株式が端数株式になり、当行株式の保有機会を失うこととなります。何卒ご理解賜りたいと存じます。なお、株式併合の効力発生前に、「単元未満株式の買取り」又は「単元未満株式の買増し」制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。具体的なお手続きについては、株主さまがお取引されている証券会社または後記の当行株主名簿管理人まで、証券会社に口座を作られていない場合は、後記の当行特別口座管理機関にお問い合わせください。

Q 5. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値への影響はありますか？

今回の株式併合により株主さまのご所有株式数は10分の1となりますが、株式併合の前後で会社の資産や資本の状況は変わりませんので、株式1株あたりの資産価値は10倍になります。したがって、株式市況の変動等他の要因を別にすれば、株式併合によって株主さまのご所有の当行株式の資産価値に影響が生じることはありません。

なお、株式併合後の株価につきましても、理論上は株式併合前の10倍となります。

Q 6. 受け取る配当金はどうなりますか？

株主さまが所有する当行株式数は株式併合により10分の1になりますが、株式併合の効力発生日後に、併合割合（10株を1株に併合）を勘案して1株当たり配当金を設定させていただく予定ですので、業績変動その他要因を別にすれば、株式併合を理由として株主さまの受取配当金額が変動することはありません。ただし、株式併合により生じた端数株式（1株に満たない株式）につきましては当該端数株式に係る配当金は生じません。

Q 7. 株主優待制度はどのようなのでしょうか？

これまでは毎年3月末日現在の株主名簿に記載、または記録された1,000株以上ご所有の株主さまに対し、一律に株主優遇定期預金作成優待券を贈呈しておりますが、株式併合後は、優遇制度に変更がない限り3月末日現在の株主名簿に記載、または記録された100株以上ご所有の株主さまに対し、一律に株主優遇定期預金作成優待券を贈呈することとなります。

Q 8. 今後の具体的なスケジュールを教えてください。

次のとおり予定しております。

平成29年6月23日 定時株主総会決議日

平成29年9月27日 100株単位での売買開始日

平成29年10月1日 単元株式数変更、株式併合、発行可能株式総数変更の効力発生日

平成29年10月下旬 株式割当通知の発送

平成29年11月中旬 端数株式処分代金のお支払い

Q 9. 株主は何か手続きをしなければならないのですか？

特段のお手続きの必要はございません。

【お問い合わせ先】

単元株式数の変更および株式併合に関してご不明な点や「単元未満株式の買増し」又は「単元未満株式の買取り」のお手続については、証券会社に口座をお持ちの株主さまはお取引の証券会社または以下の株主名簿管理人まで、証券会社に口座をお持ちではない株主さまは以下の特別口座管理機関までお問い合わせください。

株主名簿管理人 みずほ信託銀行株式会社 証券代行部

〒168-8507 東京都杉並区和泉二丁目 8 番 4 号

電話：0120-288-324（フリーダイヤル） 受付時間：平日 9 時～17 時（土・日・祝日等を除く）

特別口座管理機関 日本証券代行株式会社 代理人部

〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目 8 番 4 号

電話：0120-707-843（フリーダイヤル） 受付時間：平日 9 時～17 時（土・日・祝日等を除く）

以上